

県公文書管理条例（仮称）の骨子案に対する意見等の概要と県の考え方について

1 募集期間 令和4年10月21日（金）から令和4年11月21日（月）まで

2 提出意見 28件（7人）

3 意見等の概要と県の考え方等

(1) 骨子案に対する意見等

項目	意見等の概要	意見に対する県の考え方等
1	<p>目的 公文書の管理に関する法律では目的が「歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り」となっているが、骨子案においては「特定歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り」となっているので、法の趣旨を汲んで「特定歴史公文書」から「特定」を外し、「等」を入れた方がよい。</p> <p>対象文書 国の公文書管理法や他の自治体の条例では「特定歴史公文書等」と「等」が付せられているが、骨子案において「等」がないのは何故か。</p> <p>骨子案では「対象文書」の範囲が公文書のみであり、公文書以外が含まれていないので、骨子案中の「歴史公文書」「特定歴史公文書」は「歴史公文書等」「特定歴史公文書等」とすべきである。</p>	<p>条例の目的における「特定歴史公文書」の文言を「歴史公文書」に修正して、規定しました。</p> <p>公文書管理法における「等」の規定については、法人又は個人等から国立公文書館等へ寄贈・寄託される文書や図面を対象としていることを前提に規定されていますが、本県では公文書館が未設置であるため、条例では規定していません。</p>
2	<p>目的 骨子案では特定歴史公文書について「保存及び利用」しか謳われていないが、適切に選別・保存するためにはその調査研究も規定すべきである。</p>	<p>公文書館法では、歴史公文書等に関する調査研究を公文書館の目的の一つとして位置づけていますが、本県では公文書館が未設置であることから、規定していません。</p> <p>なお、公文書館の設置については、条例の施行後に、歴史資料として保存すべき文書量の把握状況等を踏まえながら、適切な時期にその必要性も含めて検討することとしています。</p>
3	<p>対象文書 特定歴史公文書は「歴史公文書のうち知事に移管されたもの」とあるが、知事部局は移管の必要がないので知事部局以外の公文書という定義になってしまう。他自治体では「知事は引き続き保存する」などの条文で整合性をつけていると思うので、「引き続き」ではなく、「特定歴史公文書」に位置づけを移行させることを明記したうえで永久保存とする必要がある。</p>	<p>条例では、実施機関である知事も保存期間が満了した公文書のうち歴史公文書に該当するものは知事に移管することを規定しました。</p>
4	<p>公文書の管理 公文書の整理については、整理にかかる予算・人員の問題にも影響がありうるので、具体的な整理の方法・手順を条例に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>具体的な整理の方法や手順については、各実施機関の業務内容や取り扱う文書の性格が多岐にわたっていること等を踏まえ、各実施機関が公文書管理規程で定めることとしています。</p>
5	<p>公文書の管理 公文書の電子データでの保管管理は、大項目・中項目・小項目・細節などのツリーをどのように設定するかが問題となるが、どのように仕分けして保存期間ごとにまとめていくかが重要となる。</p>	<p>公文書の管理については、これまでも文書規程により、大分類、中分類及び小分類に分類し、適正な管理に努めているところですが、御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

	項目	意見等の概要	意見に対する県の考え方等
6	公文書の管理	公文書の管理に関する法律の趣旨を受けて制定する条例であれば、骨子案に「移管し、その他の公文書は廃棄する」という記載だけではなく、その判断をいつ、誰がするのか、というレコードスケジュールも明記されるべきだったと思う。	条例では、公文書管理法の趣旨等を踏まえ、公文書の作成又は取得時に各実施機関が保存期間や保存期間の満了する日を設定することを規定しました。 また、公文書の廃棄に当たって、実施機関は保存期間が満了した公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ知事に報告することとし、報告を受けた知事は廃棄予定の公文書が歴史公文書に該当するか否かの意見を付して、公文書管理委員会に意見聴取し、その結果を実施機関に通知すること等を規定しました。
7	公文書の管理	骨子案では、公文書を「一の集合物（行政文書ファイル）にまとめなければならない」という、アーカイブスの基本となる整理方法が示されていない。	条例では、公文書の管理に関する法律の趣旨等を踏まえ、相互に密接な関連を有する公文書を一の集合物（公文書ファイル）にまとめることを規定しました。
8	公文書の管理	公文書をどこにどのように保管するのかということも条例に明記すべきではないか。	公文書の管理・保存に関する具体の取扱いについては、今後、実施機関が公文書管理規程で定めることとしています。
9	公文書の管理	公文書の整理・保管については、各実施機関が個別に対応できるものと、他実施機関の関連する公文書と合わせた集合体として整理した方がよいと思われるものもあるので、検討していただきたい。	保存期間内の公文書（現用文書）は、公文書を保有する実施機関において適正に整理・保管することとしています。
10	公文書の管理	<p>公文書の廃棄に関してチェックできるシステムが必要ではないか。実施機関と公文書管理委員会との関係を明確にし、誰がいつどのような形で廃棄か否かを決定するのか、プロセスを含めて明確にしてください。</p> <p>歴史公文書であるかどうかの判断は廃棄か永久保存かの究極の選択であり、一定の専門性が必要であるので、廃棄の前に知事に諮問するなどの一手間が必要である。</p> <p>特定歴史公文書を市民共有の知的資源と位置づける以上、歴史的に価値のある公文書の廃棄については、第三者のチェックや県民からの承諾行為としてのパブリックコメント等を用いることが望ましい。</p> <p>骨子案では、公文書の管理に関する法律に規定のある内閣総理大臣による廃棄の歯止めに関する説明がありません。各作成課のほか、文書管理主管課、知事、公文書館にあたる専門部署、管理委員会といったそれぞれの権限が示されないことにはコメントができません。</p>	<p>条例では、公文書の廃棄に当たって、実施機関は保存期間が満了した公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ知事に報告することとし、報告を受けた知事は廃棄予定の公文書が歴史公文書に該当するか否かの意見を付して、公文書管理委員会に意見聴取し、その結果を実施機関に通知することを規定しました。</p> <p>なお、実施機関は廃棄予定の公文書が歴史公文書に該当する旨の通知があったときは、当該公文書を知事に移管し、又は保存期間及び保存期間が満了する日を延長することとしています。</p>
11	公文書の管理	公文書の整理及び管理状況について、知事もしくは公文書管理委員会（あるいはその両者）に報告することを条例で定める必要はないのか。	条例では、毎年度、実施機関から公文書の管理状況を知事に報告することを規定しました。

	項目	意見等の概要	意見に対する県の考え方等
12	公文書の管理	市民への情報発信及び提供の充実又は適正保存の向上を図るため、公文書の電子化の促進について、明確化することが望ましい。	公文書の電子化等については、条例では規定しておりませんが、県デジタル推進戦略を踏まえ、電子決裁機能を有する文書管理システムを導入し、取り組んでいます。
13	公文書の管理	情報公開法による閲覧は現用文書のみを対象としているため、住民の利用請求権が認められるべき特定歴史公文書は、公文書の保存年限が終了した非現用文書から選別されたものであることが望ましい。そのためには現行の文書管理規則の保存年限を永年保存から30年保存に切り替えることが望ましい。	条例では、県民等からの利用請求により特定歴史公文書を閲覧又は写しの交付により利用できることを規定しました。 公文書の保存期間については、現在、永久保存の設定がありますが、条例の施行に伴い、年限を区切った保存期間とするよう見直す予定です。
14	公文書の管理	文書の誤廃棄のリスク回避のため、公文書の管理方法は文書と文書をスキャンしてPDF化したデータの両方で管理した方がよい。 公文書の開示請求において、複数の部局に亘るものが要求されることが思料されるため、文書検索可能なPDFファイル等の電子データで保存管理することが、膨れ上がる書庫問題解決も含めて必要と考える。	公文書については、これまでも文書規程等に基づく適正な管理に努めているところです。 条例では、公文書の廃棄に当たって、実施機関は保存期間が満了した公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ知事に報告することとし、報告を受けた知事は廃棄予定の公文書が歴史公文書に該当するか否かの意見を付して、公文書管理委員会に意見聴取し、その結果を実施機関に通知することを規定するなど、慎重に取り扱うこととしています。 また、現用公文書の検索については、公文書ファイル管理簿を作成し公表することを規定しました。
15	特定歴史公文書の保存、利用等	特定歴史公文書の検索に必要な目録を作成し、一般の利用に供することになっているが、利用者が目録をもとに利用申出する以上、内容の推測ができるような目録を作成することが望ましい。 「目録」とはどのようなものなのか、条例において具体的に明記していただきたい。	条例では、特定歴史公文書の適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表することとしており、目録の具体的な項目については、今後、条例施行規則等において定めることとしています。
16	特定歴史公文書の保存、利用等	公文書管理委員会の規定内容に審査請求の諮問があるので想定できるが、骨子案では、特定歴史公文書は「利用できる」とあるだけで利用請求権の有無が明記されていないので、はっきりさせておく必要がある。	条例では、県民等からの利用請求により特定歴史公文書を閲覧又は写しの交付により利用できることを規定しました。

	項目	意見等の概要	意見に対する県の考え方等
17	特定歴史公文書の保存、利用等	特定歴史公文書の利用を図っていくことは条例の目的の一つであるため、「知事は、特定歴史公文書は展示その他の方法により積極的に一般利用に供するよう努める。」を努力規定とするのは奇異である。	特定歴史公文書については、利用請求に基づき、閲覧や写しの交付により利用できることとしていますが、公文書管理法や他団体の条例を参考に一層の利用促進を図るため、展示その他の方法により、積極的に一般の利用に供することを努力義務として規定しました。
18	その他	研修の実施主体が実施機関となっているが、国とは違い県の規模と実際からすれば実施機関ごとに行うのではなく、県全体で行った方がいいと考える。実施機関ごとによる研修では発展性が望みにくい。	公文書は、実施機関単位で管理することとしており、原則的に実施機関が職員に対して、必要な知識や技能の習得、向上に取り組む趣旨から、条例上は実施機関を研修の実施主体として規定しました。 なお、全実施機関を対象とした研修の実施については、各実施機関の研修の実施状況等を踏まえながら、検討することとしています。
19	附則（経過措置等）	<p>条例施行時に文書の選別を行う際には県全体で統一的な基準を設け、専門的知見を有する人材の指揮監督の下で行うことが必要である。その体制が構築できないならば、とりあえず保存を続けることも一案である。</p> <p>条例施行時に実施機関が保存している公文書の扱いについても、公文書管理委員会の関与が必要なのではないのか。</p>	<p>条例施行時に保存している公文書については、公文書等の管理に関して優れた識見を有する委員で組織する公文書管理委員会の御意見を伺いながら、歴史公文書の選別基準を定めた上で、職員が歴史資料として重要な公文書に該当するかどうかの選別を実施することとしています。</p> <p>公文書を廃棄しようとするときは、歴史公文書に該当するか否かについて、公文書管理委員会に意見聴取することとしており、選別が終わるまでは保存期間を延長し、保存を続けます。</p>
20	附則（経過措置等）	歴史公文書の選別については、実施機関の職員が選別基準をもとに行うことになると思うが、鹿児島県にとって保存していく必要がある歴史公文書を統一的に判断できるよう、選別基準は明確であることが望ましい。	選別基準は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する委員で組織する公文書管理委員会の御意見を伺いながら定めることとしています。
21	附則（経過措置等）	骨子案の附則では、条例施行時に実施機関が保存している公文書は選別を実施するとあるが、条例施行前の文書のため、条例の対象外であり、選別の上、黎明館や図書館に引き渡して、公文書の定義から外すということもあるということになる。公文書の管理に関する法律の附則では、施行時点で国立公文書館にあるものはすべて特定歴史公文書等となっているが、鹿児島県では、選別して黎明館や図書館に引き渡す文書はないのか。これまで黎明館等へ引き継いだ文書は条例の対象とすべきではないか。	条例では、条例施行時に保存している公文書も必要に応じて保存期間の変更を行った上で、条例施行後の公文書と同様に取り扱うこととしており、保存期間の変更により保存期間が満了するものは、移管又は廃棄の選別を行うことを規定しました。
22	附則（経過措置等）	県文書規程第43条（県政情報センターでの資料保管）には「公開できる刊行物等の行政資料を、県政情報センターで集中保管する」とあるが、県政情報センターの保管に永久保存という概念がないのであれば、条例施行前に県政情報センターで保管している資料は、条例の対象にする必要がある。少なくとも県発行の資料のすべて、あるいは評価選別のうえ、特定歴史公文書にする必要がある。	条例では、図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管されているものを公文書から除いており、県政情報センターで保管している行政資料については、公文書には該当しませんが、本県に関するものは永久保存することとしています。

(2) その他意見等

	項目	意見等の概要	意見に対する県の考え方等
23	総論	公務員は国民の財産を守ることと自らの身分を護るため、公文書の取扱いには慎重であるべきである。	公文書については、これまでも文書規程等により適正な管理に努めているところですが、今後は条例に基づき、適切な対応を徹底してまいります。
24	総論	骨子案の作成に当たり、県の担当課では公文書館や公文書担当部署を設置しない場合と、逆に設置した場合の場所、人員、経費等の比較検討資料等を作成しているのであれば、示してほしい。	公文書館の設置については、条例の施行後に、歴史資料として保存すべき文書量の把握状況等を踏まえながら、適切な時期にその必要性も含めて検討することとしています。
25	総論	既に鹿児島県では文書管理決裁システムを導入されたが、本来、公文書管理条例化に伴い、文書管理規程などを体系的に見直したうえで導入すべきであったと思う。公文書管理条例及び新公文書管理規則等の新しい体系化ができた段階で、再度文書管理決裁システムの見直しをされることが望ましい。	県においては、行政事務の効率化や紙文書の削減等を図るため、令和4年度から文書管理システムを導入しておりますが、条例の施行に伴う大幅な改修は想定しておりません。なお、文書管理システムについては、今後の運用状況等を踏まえながら必要に応じて見直しを検討してまいります。

	項目	意見等の概要	意見に対する県の考え方等
26	公文書館	<p>特定歴史公文書を保存していくために理想的なのは公文書館の設立であるが、文書を永久に保存していくために何らかの体制を条例に定めるべきである。</p> <p>将来的には公文書館を設立することが望ましい。そのことを視野に入れた様々な施策を積み重ねていく第一歩にしていきたい。</p> <p>骨子案には施設の明示がないので、主として明治期までの歴史資料を保管してきた黎明館を公文書館と位置づけて、その役割を果たすべきと考える。公文書の保管スペースを確保するために、黎明館が所蔵する美術資料は新美術館を建設し、移管することが望ましい。</p> <p>鹿児島県における公文書の保存は、鹿児島共同公文書館の設置が最も望ましいが、現状は様々な課題があることも事実であるので、さしあたりの措置として次の条件を満たす、専門職員の配置された鹿児島共同公文書センターの設置を提案し、実現を要望したい。</p> <p>(条件1) 非現用文書(特定歴史公文書等)を担当する独立の機関であること。</p> <p>(条件2) 資料(公文書)の移管(収集)・整理・保存・公開に関する専任のアーキビストを配置すること。</p> <p>(条件3) 資料(公文書)の収集・整理・保存・公開を行うのに必要な場所を確保すること。</p> <p>(条件4) 共同公文書センターの管理・管理を管掌する常設の委員会を設置すること。</p> <p>(条件5) 以上を規定する公文書管理条例、共同公文書センター条例等を制定すること。</p> <p>将来的には公文書館の設置は必須であり、設置の検討に当たっては県下市町村との連携や分館構想等、県内の状況に即した具体的な検討とともに、図書館や博物館との連携も視野に入れた検討がなされる必要がある。</p>	<p>公文書館の設置については、条例の施行後に、歴史資料として保存すべき文書量の把握状況等を踏まえながら、適切な時期にその必要性も含めて検討してまいります。</p>

	項目	意見等の概要	意見に対する県の考え方等
27	アーキビスト	<p>特定歴史公文書を利用させる際、当該業務に携わる職員の知識や経験により案内に差が生じることがないように、検索資料の充実を図り、また、当該職員のスキルの向上を図るなど、利用者の要望に応じられるよう専門職であるアーキビストの採用が必要である。</p> <p>公文書の保管管理の公正、公平性を担保するために、専門のアーキビストの配置と養成を求めたい。</p>	<p>条例では、特定歴史公文書の適切な利用に資するため、目録を作成し、公表することを規定しました。</p> <p>また、職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識や技能の習得、向上のための研修を実施することを規定しました。</p> <p>一定の実務経験を要するアーキビストの確保については、条例の施行後、アーキビストに求める業務を見極めながら、その必要性も含めて検討することとしています。</p>
28	パブリック・コメント	<p>条例案ができた段階においては、他県の公文書管理の状況をまとめ、県の現状を説明し、目指すべき状態と具体的な目標を示し、それに向けての論点を整理した上で、改めて意見募集を行われたい。</p> <p>今回のパブリックコメントを踏まえて策定される条例案について、再度パブリックコメントにかけること</p> <p>公文書管理の専門家を招いた県民対象の講演会を行うこと。</p> <p>県の抱える公文書管理の課題、目標を明確化し、政策形成過程（県議会からの提言等）を明らかにして意見募集すべきである。</p> <p>国の制度、管理法の趣旨は、法だけでなく政令やガイドライン、通知、各省庁の管理規則や国立公文書館等の利用規則といった全体で成り立ち、実現されるように設計されているため、鹿児島県でもこの体系の全体を検討し、その全体像をもって、再度のパブコメがなされることを求めます。</p>	<p>骨子案については、県議会の政策提言、公文書管理法の趣旨及び他団体の条例を踏まえて作成し、条例の方向性について県民の皆様から御意見をいただくために骨子案に対するパブリック・コメントを実施しました。</p> <p>条例は、パブリック・コメントにより県民の皆様からいただいた御意見を参考に、公文書管理法等を踏まえ制定したことから、再度のパブリック・コメントは実施していません。</p> <p>条例施行後は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する委員で組織する公文書管理委員会の御意見を伺いながら、歴史公文書の選別基準や条例施行規則等を整備してまいります。</p>